

【 手術 】

５２８ 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（乳癌の疑い）の算定回数について

《令和７年４月３０日》

○ 取扱い

乳癌の疑い（同一病変）に対するK474-3乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）の複数回の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

K474-3乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術は、厚生労働省告示※において「一連」と示されている。一連の期間に関しては示されていない。当該吸引術の複数回の算定について、別病変に対して行われたものである場合は「一連」には該当しないが、同一病変に対して行われたものである場合は「一連」とすることが妥当である。

以上のことから、乳癌の疑い（同一病変）に対するK474-3乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）の複数回の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法